

## 会議録

会議の名称	西東京市使用料等審議会 平成20年度第2回会議
開催日時	平成20年10月1日（水曜日） 午後2時から午後3時まで
開催場所	田無庁舎3階 庁議室
出席者	米田会長 川村委員 舟山委員 町田委員 山田委員 道路管理課 湊課長、大場係長 事務局：尾崎企画部長 柴原企画政策課長 植竹企画部主幹 湊道路管理課長、大場道路管理課駐輪駐車対策係長 岡本主査 高橋主任
議題	1 西東京市使用料等審議会第1回会議録について 2 西東京市市営駐車場使用料の改定に関する諮問について 3 平成17・18年度及び平成19年度審議案件等による使用料改定に伴う影響額について 4 その他
会議資料の名称	資料1 西東京市駐車場条例第7条使用料の改定について 資料2 西東京市駐車場条例 資料3 使用料原価計算書 資料4 西東京市周辺区営・市営駐車場状況 資料5 田無駅周辺駐車場利用料金 資料6 平成17・18年度審議案件等による使用料改定に伴う影響額等について
記録方法	全文記録 発言者の発言内容ごとの要点記録 会議内容の要点記録
会議内容	
<p>発言者名： 発言内容</p> <p>議題1 西東京市使用料等審議会第1回会議録について 委員：西東京市使用料等審議会第1回会議録については、修正箇所なしということでした承する。</p> <p>議題2 西東京市市営駐車場使用料の改定に関する諮問について 西東京市駐車場条例における駐車場使用料の改定について諮問する。 事務局： 答申内容の駐車場使用料の改定について配布資料1から5について説明 資料1「西東京市駐車場条例第7条使用料の改定について」について 利用率の算出方法については、各年度の使用料収入額を駐車場利用可能台数の1年間の使用料収入額で割った数字を利用率としている。 資料2「西東京市駐車場条例」について 第7条（使用料）について改定をしたく審議をお願いします。</p>	

資料3「平成19年度使用料原価計算書」について

- ・原価計算は平成19年度決算をもとに計算した。
- ・使用料原価計算書に基づき計算すると、原価は120.25円となり、平成19年度利用率30.1%で割り戻すと1台あたり原価が約400円となる。

資料4「西東京市周辺区営・市営駐車場状況」について

- ・西東京市周辺の区営市営駐車場の状況を示した。
- ・時間設定のうち利用時間の多い時間帯では、19箇所のうち15分の時間設定の駐車場が5箇所、30分が12箇所、1時間が2箇所となっている。
- ・利用料金は、駅周辺や近隣民間駐車場の料金を勘案し設定していると考えている。
- ・今回の改定案については、田無駅周辺の民間駐車場を参考とした。

資料5「田無駅周辺駐車場利用料金」について

- ・田無駅周辺の15箇所の駐車場の利用料金を示したものの。
- ・各駐車場とも駅からの距離などの利便性から料金を設定していると考えている。
- ・料金設定は、30分毎に200円の設定をしている駐車場が6箇所、深夜の時間設定では60分毎に100円と設定している駐車場が10箇所となっている。
- ・市営駐車場の利用台数は、全体で354,438台、うち1時間以内の出庫台数が175,797台、さらにそのうち30分以内の出庫台数は45,364台となっている。
- ・資料4・5とも30分時間設定が多いことから、30分毎単位の利用を考えており、30分毎に200円と改定することは妥当であると考えている。深夜料金についても60分毎に100円の設定が多く、近隣駐車場との格差改善を図るため市営駐車場も60分毎に100円の設定にしたい。
- ・30分毎の利用設定にすることで、短時間の利用が可能になり、利用者の増加が期待できるのではと考えている。

質疑応答

委員：改定案の深夜の部分午後11から午前9時となっているが、入庫は前日午後10時までで出庫が9時であれば11時間になるのではないか。

事務局：入庫は午後10時までだが午後11時までは出庫できるため、10時間となる。

委員：深夜料金として、200円や300円はありえないのか。

事務局：ありえない。ビルのセキュリティの問題で午後11時にシャッターが閉まり翌日午前9時にシャッターが開くため出庫ができない。

委員：午後11時から午前9時までの1台あたり（60分までごとに100円）という表現は誤解を招くのでは。

事務局：この表現についてはご指摘のとおり誤解を招くため、1台あたり1,000円などの表現を検討する。

委員：午後10時に入庫して午前9時にできれば1,400円ということか。

事務局：午前9時を少しでも過ぎれば、更に200円も加算されることになる。民間駐車場と同様である。

委員：利用者側からの問題として、午前9時前に出庫できないのであれば当然30分の加算がかかるのか。

事務局：商業ビルであり、職員が午前9時にシャッターを開けるため、午前9時前に出庫することはできないため、実際は1,000円という精算はない。

委員：今までの夜間の駐車はどうだったのか。

事務局：各年度とも、シャッターがしまり出庫できなくなったケースはある。平成15年度は21台、16年度は18台、17年は21台、18年度は22台、19年度が21台と各年度とも20台程度が朝まで

駐車していた。これまでの設定では、最低でも4,000円はかかっていた。

今回の改訂で利便性が上がり、夜間駐車しても近隣と相違がなくなるため、利用者が考慮し利用があがる可能性は考えられる。駐車場の利用としては利用しやすくなると思う。

委員：30分ごとに200円の設定は利用する側からはすごくいい考えだと思うが、機械式駐車場は3分程度かかるため、利用していないと聞いたが無駄ではないか。

事務局：繁忙期などお客が並ぶと道路上に渋滞を巻き起こすため、時間的に余裕があれば小型車であれば誘導している。指定管理者になっているため、利便性を上げていくためのアイデアを出しながら運営していくことになると思う。

委員：今後は夜間料金設定により駐車する人が増えるのではないか。

事務局：近隣の民間駐車場と比較検討され、市営駐車場を利用することはあると思う。

委員：機械式駐車場の設備費は減価償却の中に含まれているのか。

事務局：建物と一体の償却費という捉え方をしている。そのほかに、チェーンが劣化した等は設備の工事費として計上している。

委員：8月上旬に新聞報道で、ガソリン高騰にともない、街中の駐車場の利用率が低下していることにより、駐車料金の見直しをしているとの記事が出ていたが見たか。

事務局：あくまで現行の周辺駐車場の料金設定のみを参考にしているため、民間の駐車場で料金の見直しが進んでいることは考慮していない。記事はファクシミリで事務局へ送付していただきたい。

委員：今回の改定は市民にとっては利便性の向上となり、市としては減収となるということか。

事務局：駐車時間が1時間未満の175,797台の利用者は、現在は400円で精算しているが、駐車時間が30分以内の45,364台の利用者は、今後は200円で出庫できることとなるため、30分以内の利用台数に200円を掛け計算すると780万円の減収となる。ただし、平成19年度の決算では駐車場使用料収入がこれを超えており、780万円の減収を考えてもなお、630万円の黒字が残っているため、新たな市としての負担や指定管理者への負担は発生しない。利便性を向上させることで民間駐車場から市営駐車場を利用する車も多少は見込めるのではないかと

委員：店舗が利用者に利用券を発行し、店舗が支払っていると聞いたが今後はどうなるのか。

事務局：特に変化はない。回数券については、今後は店舗側からのサービスとは別に、一般の利用者への普及を図るよう努めていく。

委員：現在はどこで購入できるのか。

事務局：現在は指定管理者の事務所でのみの販売しており、今後は指定管理者が総合カウンターなどでの販売を考えるなどの調整をしていくことになる。

委員：1店舗1時間まで無料としているとの話を聞いたが、今後は30分ごとになるのか。

事務局：市が指示することではなく、指定管理者が店舗との調整で、サービスを検討していくことである。市としては、特別会計であり駐車場の使用料収入が一定確保できればサービスの考え方は指定管理者に任せている。

委員：先程指摘のあった、民間駐車場の値下げの動向についてはどうなっているのか。

事務局：資料5の田無駅周辺の民間駐車場の金額設定については、先月調査を行ったものである。ただ、今後の値下げの動向は加味していない。

委員：午後11時から午前9時までの表現の問題だ。

事務局：「(60分までごとに100円)」という表現を削除させていただく。午後11時から午前9時まで時間帯は入出庫が無理であり、1台あたり1,000円の料金がかかると訂正をさせていただく。

議題3 平成17・18年度及び平成19年度審議案件等による使用料改定に伴う影響額について

事務局：

- ・平成17年度、18年度、19年度の審議案件における決算値及び推定値の影響額を示した。
- ・特別会計の下水道料金については使用料審議会では審議していないが、参考として掲載した。
- ・今後審議をする上での参考として示した。

議題4 その他

事務局：

次回の審議会は、10月30日（木曜日）午後2時から開催する。

12月の第4回定例議会に西東京市駐車場条例の一部改正を予定している。